

## 1・4 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 新設工事 | 新たに給水装置を設ける工事をいう。                                 |
| 2 改造工事 | 給水装置の口径又は管種の変更、給水栓等の増設又は一部撤去及びメーターの口径変更のための工事をいう。 |
| 3 撤去工事 | 給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でキャップ（プラグ）止め等を行う工事をいう。         |
| 4 修繕工事 | 既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。                            |

<解説>

### 2 改造工事

- (1) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事
- (2) 分岐か所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を取替える工事
- (3) 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメーター下流側の一部を撤去する工事

### 3 撤去工事

- (1) すべて撤去

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。

なお、T字管・割T字管・~~メカニカル~~各種チーズ等の分岐用給水用具は、切管等を使用して撤去すること。（~~VLGチーズ等~~、分岐用給水用具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。）

- (2) 引込管を残す撤去

既設の引込管が指定した材料であり、かつ、後日使用予定が明らかな場合に限り、敷地内キャップ（プラグ）止め等を行うことができる。

## 1・5 工事費・水道利用加入金・手数料・工事負担金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1 工事費     | 水道条例第15条   |
| 2 水道利用加入金 | 水道条例第34条の2 |
| 3 手数料     | 水道条例第35条   |
| 4 工事負担金   | 水道条例第35条の2 |

<解説>

### 1 工事費

本市において施工する給水装置工事の費用であり、申込者は工事費を負担しなければならない。工事費は、材料費、運搬費、労力費、路面復旧費、設計監督費、諸係費の合計額とし、前納するものとする。

品名	規格	口径(mm)	記号・略号	備考
絶縁袋ナット付 メーター用ソケット		20・25・40 25×20		袋ナットは横浜型メーターに対応 JWWA G116（伸縮可とう式）の「性能」を満たす製品
メーターブッシング	横浜市 登録品	20×13 25×13 25×20		横浜型ネジ対応 面間寸法 190 mm及び 225 mm
B型伸縮付補助止水栓	横浜市型	13・20・25		
メーター用フランジ	横浜市 登録品	50		（メーター下流側のみ使用可）
フランジ付短管 （量水器用）		50		SUS 316 製
フランジ付伸縮管 （量水器用）		50		SUS 316 製
伸縮管	横浜市型	40・50		口径 40 mmはメーターニップル付き
	横浜市登録品	40・50		口径 40 mmはメーターニップル付き 口径 50 mmは鋼管用シモクを併用使用
密着形コア	横浜市 登録品	25・40・50		
メカニカルチーズ	横浜市型	25・40・50		メカニカル継手Ⅱ型
メカニカルソケット	横浜市型	25・40・50		メカニカル継手Ⅱ型
止水栓きょう	横浜市型	300・600・900		
	汎用型			宅地内設置に使用可 （バルブきょう含む）
メーター設置器（メーター ユニット）	横浜市型 横浜市登録品	13・20・25		
	横浜市 登録品	40・50		埋設用
複式メーターユニット	横浜市 登録品	20		埋設式 地上式
メーター設置器用 自在継手	〃	20・25		SGP-VB・HIVP に使用
フレキシブル継手		20・25		各管種に適合したメーター設置器 用自在継手
メーターきょう	横浜市型	小・中・大・口径 50 mm用		

イ 水道用ステンレス鋼鋼管（SSP）を使用する場合

口径	分岐からメーターまで ( → 水流方向)				
13～25	サドル付分水栓 本管口径×25	絶縁袋ナット付 分・止水栓ソケット (伸縮可とう式) (注1)	SSP φ 25 mm	ステンレス製ボール止水栓 伸縮可とう継手一体式 φ 25 mm	SSP φ 25 mm
40	サドル付分水栓 本管口径×50		SSP φ 50 mm	ステンレス製ボール止水栓 伸縮可とう継手一体式 φ 50 mm	SSP φ 50 mm
50	サドル付分水栓 本管口径×25		SSP φ 25 mm	ステンレス製ボール止水栓 伸縮可とう継手一体式 φ 25 mm	SSP φ 25 mm
※共同住宅等 各階各戸 (13～25)	サドル付分水栓 本管口径×50		SSP φ 50 mm	ステンレス製ボール止水栓 伸縮可とう継手一体式 φ 50 mm	SSP φ 50 mm

メーター口径	メーター部 ( → 水流方向)						
13	ステンレス製 メーター用自在継手	B型伸縮付 補助 止水栓	ステンレス製メーター用自在接手 メーター用自在継手 ネジ付きメーターニップル (横浜型ネジ)				
20・25	ステンレス製 メーター用自在継手 絶縁袋ナット付 (横浜型ネジ) メーター用ソケット (伸縮可とう式) (注1)	B型伸縮付 補助 止水栓	ステンレス製メーター用自在継手 絶縁袋ナット付 (横浜型ネジ) メーター用ソケット (伸縮可とう式) (注1) メーター用自在継手 ネジ付きメーターニップル (横浜型ネジ)				
40	絶縁袋ナット付 (横浜型ネジ) メーター用 ソケット (伸縮可とう式) (注1)		メーター ニップル付 伸縮管	鋼管用 シモク	絶縁袋ナット 付分水栓 ソケット	SSP φ 40 mm	スルースバルブ 又は ボール止水栓 φ 40 mm
50	ステンレス製 (SUS 316) メーター用フランジ付短管		ステンレス製 (SUS 316) メーター用フランジ付伸縮管		SSP φ 50 mm	スルースバルブ 又は ボール止水栓 φ 50 mm	
			メーター用 フランジ	伸縮管 (鋼管用シモク) (注3)	SGP-VB φ 50 mm		
<b>40・50</b>	絶縁袋ナット付分止水栓 ソケット	鋼管 用シ モク	メーターユニット			—————	
共同住宅等 各階各戸 (13～25) (注2)	フレキシブル継手	メーター設置器			フレキシブル継手		
	—————	メーターユニット 複式メーターユニット (埋設型、地上式)			—————		

注1 絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット、絶縁袋ナット付メーター用ソケットには水道用波状ステンレス鋼管を使用。(波状部を最低2か所以上設けること)

注2 各階各戸にメーターを設置する場合は、メーター設置器の使用を原則とする。

(「3・2・1 直結式給水」枠内「2 共通適用基準」の(6)及び解説による。)

また、必要に応じて、メーター上流側に減圧弁を設置することも可とする。

注3 横浜市登録品を使用する場合は、鋼管用シモクを併用使用する。

ウ ダクタイトイル鑄鉄管（S50形）を使用する場合

メーター 口径	分岐から仕切弁下流まで (→ 水流方向)			
40、50 (注1)	不断水割T字管 本管口径(注3)×50	S50形 ダクタイトイル鑄鉄管	水道用ソフトシール 仕切弁	S50形 ダクタイトイル鑄鉄管
共同住宅等 各階各戸 (13～25) (注2)				

注1 各口径のメーターを設置する場合、仕切弁下流からメーターまでの配管は水道用ステンレス鋼管（SSP）を使用すること。

注2 各階各戸にメーターを設置する場合は、メーター設置器の使用を原則とする。

（「3・2・1 直結式給水」枠内「2 共通適用基準」の(6)及び解説による。）

また、必要に応じて、メーター上流側に減圧弁を設置することも可とする。

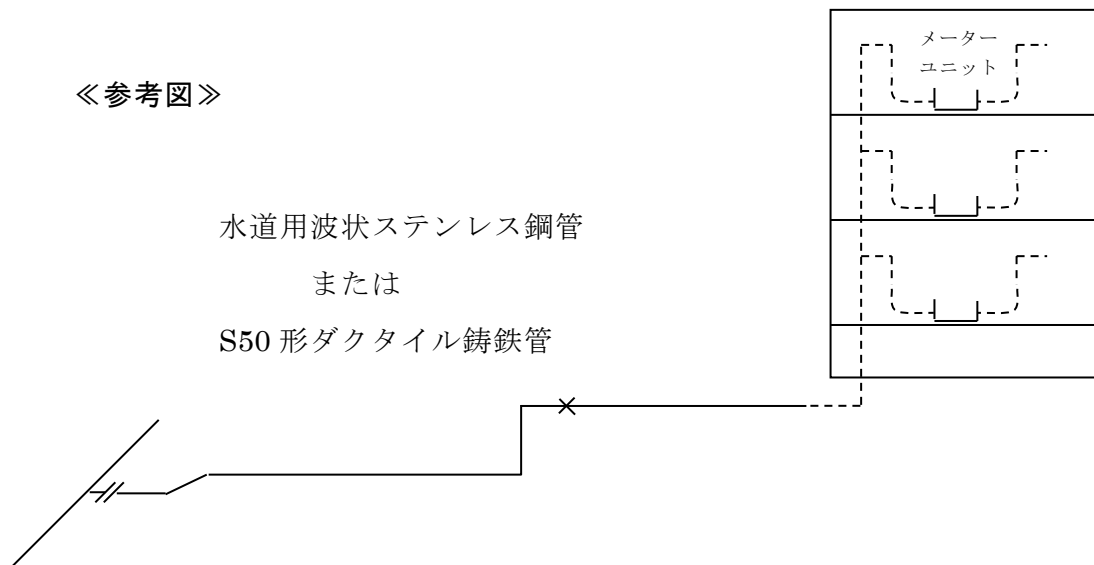
注3 S50形ダクタイトイル鑄鉄管から分岐する場合、原則としてS50形T字管を使用すること。

エ ダクタイトイル鑄鉄管以外の配水支管等から分岐する場合の指定材料

ダクタイトイル鑄鉄管以外の配水支管等から分岐する場合の工法、材料は「6・2 給水装置の分岐」の「8 分岐材料と分岐工法」を参照すること。

<各階各戸にメーターが設置される場合の例>

《参考図》



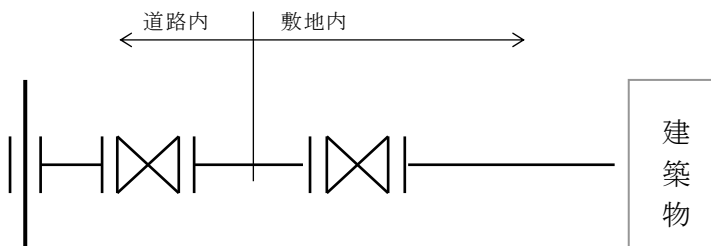
(4) 口径75mm以上の分岐からメーターまでの指定材料

大型水道メーター（口径75mm以上）の設置等については、設置の計画段階において、管理者と十分な協議を行うこと。また、水道メーターまでの配管、メーター表函、通水確認等についても、管理者の指示に従い施工すること。

口径 75 mm以上の指定材料の範囲

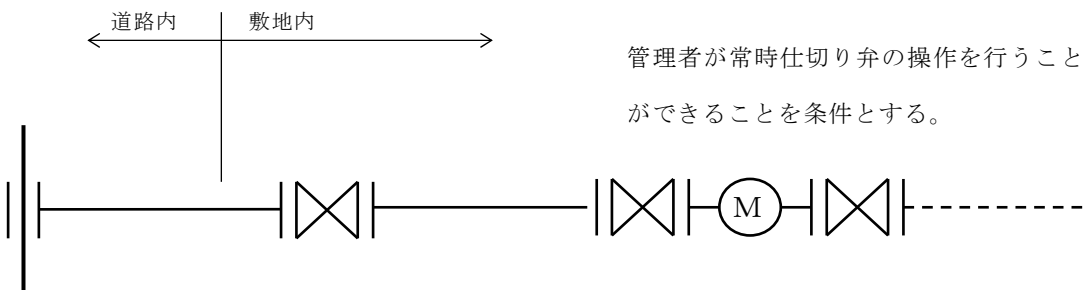


建築物内にメーターを設置する場合



(1) 指定の範囲を参照

仕切弁が公道内に設置出来ない場合



(2) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法

ア 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

1戸の使用水量については、同時使用率を考慮した末端給水用具数又は末端給水用具数と同時使用水量比を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

<給水戸数と同時使用戸数率>

戸数(戸)	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

※ 一般家庭においては、12L/min程度の流量を考慮したときの同時使用率である。

イ 戸数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

$$10 \text{ 戸未満} \quad Q = 4.2 N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満} \quad Q = 1.9 N^{0.67}$$

ただし、 $Q$ ：同時使用水量 (L/min)

$N$ ：戸数 (1戸4人居住を想定)

ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

$$1 \sim 30 \text{ 人} \quad Q = 26 P^{0.36}$$

$$31 \sim 200 \text{ 人} \quad Q = 13 P^{0.56}$$

$$201 \sim 2000 \text{ 人} \quad Q = 6.9 P^{0.67}$$

ただし、 $Q$ ：同時使用水量 (L/min)

$P$ ：人数

(3) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

給水用具給水負荷単位による方法

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

同時使用水量の算出は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位に末端給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

また、(公財) 空気調和・衛生工学会 SHASE-S 206-2019 では、データ集積を経た合理性をもった算定法、実態に即した算定方法等が示されているので、これらを使用して同時使用水量を求める方法もある。

(1) 方位

作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

(2) 案内図

案内図は、すべて黒色インク又は黒色ボールペンで作成し、給水（申込）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び公設物等の主要な目標物を明確にし、複写したときに鮮明となるよう記入すること。

(3) 平面図

平面図には、次の内容を記入する。

- ア メーターの設置位置及び給水栓等給水用具の取付位置
- イ 配水支管からの分岐位置、止水栓位置等のオフセット（2点以上から測定）
- ウ 布設する管の管種・口径及び位置（メーター部分以降の配管図（立体図）を省略する場合は配管状況が把握できるよう、布設する配管の延長・高さ等も記入すること）
- エ 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）
- オ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号
- カ 分岐する配水支管及び既設給水管等の管種、口径、共用止水栓の位置、占用位置、公私の別
- キ その他、工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

(4) 配管図（立体図）

設計図面・完成図面の立体配管図については、分岐からメーター部分（メーター接続継手及び接続管種・口径を含む）まで必須記入し、それ以降は配管平面図にて配管状況が把握できるもの（管種・口径・延長・高さ・給水用具の取付位置等）については省略することも可とする。

(5) 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

(6) 立面図

立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を表示すること。

(7) その他

材料表（品名・形状寸法・数量・延長等）を完成図面に記入すること。

また、受水槽式給水の場合の図面は、給水装置部分と受水槽以下に別けること。

※ 完成図面の太枠内に工事事業者名（住所・電話番号含む）を記入すること。

### 3 文字

(1) 文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。

(2) 給水栓類、弁栓類その他の表示記号（平面図）

種 別	表示記号	種 別	表示記号
一般用具		その他	
給水管立ち上り位置		給水管立ち下り位置	
新設消火栓（小型）		既設消火栓	
口径変更		管の交差	
局メーター		私有メーター	
メーターユニット		φ50メーターユニット	
複式メーターユニット（埋設型）		複式メーターユニット（地上式）	
止水栓仕切弁		共用止水栓	
逆止弁		複式逆止弁	
空気弁		活水器等	
継手類（メカニカル）		異種管継手（S50形）	
メーターブッシング		洗浄栓	
<b>φ40メーターユニット</b>			

※ その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓、システムトイレなどをいう。

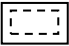



(3) 給水栓類、弁栓類その他の表示記号（立体図）

名 称	図示記号	名 称	図示記号	名 称	図示記号
一般用具 （給水栓類）		一般用具 （シャワーヘッド）		一般用具 （フラッシュバルブ）	
一般用具 （ボールタップ）		その他		自在継手	
安全弁		定水位弁		電磁弁	


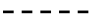
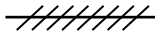
※ その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓、システムトイレなどをいう。



(4) 受水槽その他の記号及び符号

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号 及び符号				

(5) 工事別の表示方法

名称	新設	既設	撤去	廃止
線別	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記入例				

4・3 S50 形ダクタイトイル鑄鉄管及び口径 75mm 以上の道路平行管（私道含む）を布設する場合の図面作成

S50 形ダクタイトイル鑄鉄管及び口径 75 mm 以上の道路平行管（私道含む）を布設する場合は、水道工事完成図作成の標準に準拠して作成すること。

なお、口径 75mm 以上の道路横断管（引込管）については、4・2 図面作成の標準によること。

< 解 説 >

S50 形ダクタイトイル鑄鉄管及び口径 75mm 以上の道路平行管（私道含む）を布設する場合は、**設計相談及び事前の打ち合わせを十分に行い、以下の項目により図面作成例及び**水道工事完成図作成の標準に準拠して**以下の項目により**作成すること。

1 図面の品質と規格寸法

(1) 設計図面・完成図面の書式は、4・2 図面作成の標準によること。

(2) 単位は、次により表示する。

区間長…m、口径…mm、単長…mm、材料延長…mm

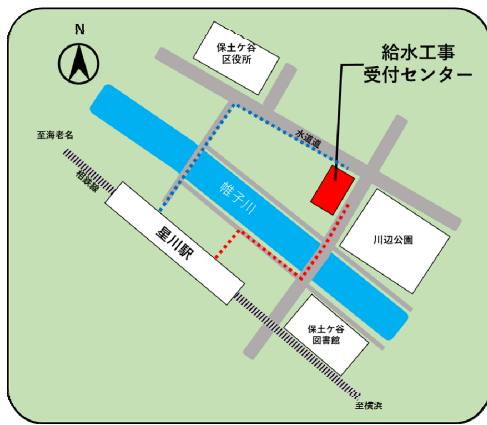
2 案内図

案内図は、工事場所が容易に特定できるよう、工事場所、施工路線、付近の状況、道路状況及び公設物の主要な目標物を記入し作成すること。

1/5000 市内地形図を使用する場合は、工事場所が収まる範囲のメッシュ数で可とする。

(48 メッシュでなくても可とする。)

<給水工事受付センター案内図>



所在地

保土ヶ谷区川辺町 5 番地 1

交通手段

相模鉄道星川駅下車 徒歩 5 分

駐 車 場

17 台 (公共交通機関での来庁に協力をお願いします)。

受付窓口	電話番号
2 階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区 <b>栄区、戸塚区</b>	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662
3 階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区、 <b>緑区、青葉区</b>	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713

<水道事務所一覧>

担当行政区	担当事業所名	所 在 地	電 話 番 号
港 北 区 都 筑 区	菊名水道事務所	港北区大豆戸町 1 5 5 番地	TEL 045-531-4181 FAX 045-531-9933
鶴 見 区 神 奈 川 区	鶴見水道事務所	鶴見区鶴見中央三丁目 4 番 1 2 号	TEL 045-521-2321 FAX 045-504-4927
旭 区 泉 区 瀬 谷 区	三ツ境水道事務所	瀬谷区二ツ橋町 5 5 3 番地	TEL 045-363-1541 FAX 045-365-0915
緑 区 青 葉 区	青葉水道事務所	青葉区大場町 4 1 番地の 1	TEL 045-974-2331 FAX 045-974-3127
港 南 区 磯 子 区 金 沢 区	洋光台水道事務所	磯子区洋光台六丁目 1 0 番 1 号	TEL 045-833-7491 FAX 045-831-0679
戸 塚 区 栄 区	戸塚水道事務所	戸塚区上倉田 4 1 8 番地	TEL 045-871-6461 FAX 045-864-4182
中 区 南 区 西 区 保土ヶ谷区	中村水道事務所	南区中村町四丁目 3 0 5	TEL 045-252-9001 FAX 045-241-2570

水道事務所案内図 (横浜市WEBサイト)

11	歩道(2)	C、P	平 板 6 cm 敷 砂 3 cm 路 盤 C-40 5 cm	表 層 3 cm 路 盤 C-40 11cm	表 層 3 cm 路 盤(C-40) 11cm
12	砂利道等	G	C-40 5 cm	C-40 20cm	C-40 20cm
13	国道(a)	——	表 層(3層) 15cm 安定処理 15cm 路 盤 M-40 60cm	Dと同じ	Dと同じ
14	国道(b)	——	表 層(4層) 20cm 安定処理 15cm 路 盤 M-40 45cm	Dと同じ	

※ 透水性舗装の場合は、管理者の指示に従うこと。

### (9) 掘削寸法

分岐する給水管が口径 50 mm以下 (S50 形ダクティル鑄鉄管を除く) の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。なお、分岐給水管の口径が 75 mm以上及び S50 形ダクティル鑄鉄管の場合は、「横浜市水道局設計標準図」によること。

#### ア 標準掘削寸法

分岐及び引込管部分の標準掘削寸法 (幅員(A)×延長(B)は、取出方向を基準とする。)

分岐工法種別	分岐か所の標準掘削寸法 幅員(A)×延長(B)	引込管部分の掘削寸法 幅員(C)×布掘り部分の長さ(L)
サドル付分水栓取出し	1.0 m × 1.0 m	0.6 m × L m
口径 25~50 mm管からのMチー ズ取出し、及びソケット取出し (サドル付分水栓開閉)	1.0 " × 0.6 "	"
口径 25~50 mm管末からのソケ ット取出し	0.6 " × 1.0 "	"
分水バンド止め、分水栓 1~ 2本止め、プラグ止め、コテ付	1.0 " × 0.6 "	"
分水栓止め 3~4本	1.5 " × 0.6 "	"

※ 歩道部分の掘削幅員(C)は、0.5mとする。

口径 (mm)	全長(mm)		有効長 (mm)	内筒引出し 寸法(mm)	取付け長 (mm)
	最大長	最小長			
75	357	297	60	40	337
100	375	315	60	40	355
150	456	386	70	50	436
200	498	408	90	50	458
250	570	470	100	50	520
300	670	550	120	50	600

### 3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置

#### (1) メーターきょう等の設置

ア メーターきょう等の設置にあたっては、メーター、器具類の取替え及び操作に支障のないようにすること。

イ メーターきょう等の基礎は、十分に突き固めを行い、必ず底板（受板）を使用すること。

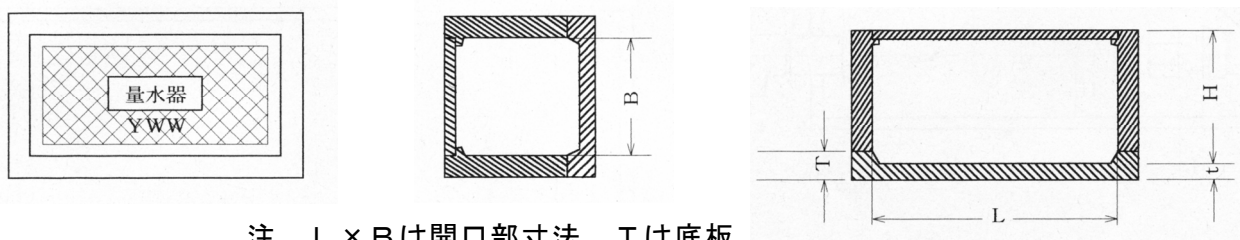
ウ メーターきょう等の据付け高さは、復旧後の敷地面と同一の高さにすること。

#### (2) メーターきょう等の選定

メーターきょう等の選定にあたっては、設置場所等を考慮し、適正なものを使用すること。

#### (3) メーターきょう等の寸法

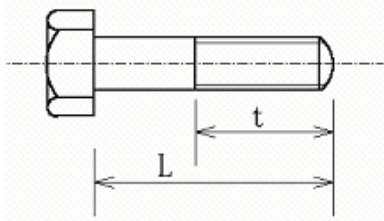
ア コンクリート製



注 L × Bは開口部寸法、Tは底板

(単位：mm)

メーター 口径 寸法	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
L	380	485	485	580	930
B	200	200	200	250	620
H	200	210	210	225	665
T	60	70	70	73	—
t	25	30	30	30	50
メーター取替え 必要寸法	360	420	470	455	885

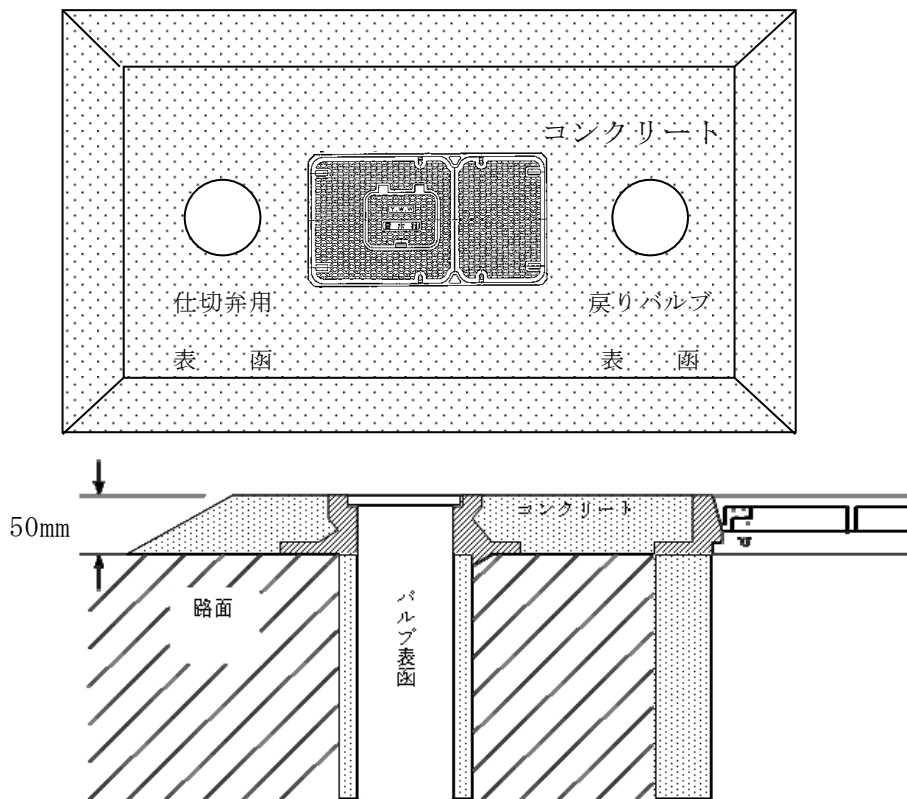


メーター 口径	ボルト寸法			メーター1個 につき
	呼び	L (mm)	t (mm)	
50 mm	16	60	38	8本
75 mm	16	65	38	8本
100 mm	16	65	38	8本
150 mm	16	75	38	12本
200 mm	16	75	38	16本
250 mm	20	90	50	16本
300 mm	20	90	50	20本

メーター設置後、適合しないみ箇所が発見された場合は、給水工事受付センターの指示に従い速やかに改善すること。

(6) 口径 75 mm 以上の場合で標準以外の表函を使用する場合は、事前に給水工事受付センターと協議をすること。

表函の標準図



- 3 機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況
  - (2) 地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、転石、軟弱地盤等）による作業性
  - (3) 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件
  - (4) 工事現場への機械輸送の可否
  - (5) 機械掘削と人力掘削の経済性の比較
- 4 施工にあたっては、騒音、振動について付近住民と事前に十分な打合せを行い、協力と理解を得て、かつ、施工時間及び使用機械の選定等を考慮しなければならない。なお、施工中に事故等が起きた場合は、これらに伴う二次災害を防止するために、工事を中断して関係機関（水道事務所、埋設物管理者、警察署、土木事務所、消防署等）に連絡し、指示を受けなければならない。また、掘削工事については、次によらなければならない。
- (1) 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さ等に掘削すること。なお、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
  - (2) 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。
  - (3) 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求め、指示に従うこと。
  - (4) 掘削は、所定の断面に従って行い、布設管上の土被りが所定の埋設深さとなるようにし、床付面は凹凸のないよう平坦にすること。
  - (5) 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、土留工を施し、湧水及び流水を排除しながら掘削するとともに、付近住民通行者等に迷惑、支障のないよう湧水等は一時沈殿させる等、適切な措置を講じ、排除に注意すること。
- 5 埋戻しは、次によらなければならない。
- (1) 道路内における埋戻しは、道路管理者が指定した土砂を用いて、原則**一層の仕上がり厚を、厚さとして30cm以下を超えない層ごとに**行うものとし、**各層適切な締固め機械で十分に転圧し締固め**、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。
  - (2) 保護のため、埋戻しにあたっては、管の周辺部及び布設管上30cmまで良質土で行うこと。

## 2 本復旧

(1) 公道の本復旧は、自己復旧を原則とするが、他企業と競合する工事等の場合は、管理者と道路管理者の指示に従い適正に施工管理すること。

(2) 私道の本復旧は、既存の舗装と同等以上のものとし、所有者の指示に従い工事事業者の責任において行うこと。

公道の仮復旧及び本復旧の取り扱いは、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」(道路局)によること。

(3) 国道又はコンクリート舗装やインターロッキング等特殊な舗装の場合は、管理者及び道路管理者と協議のうえ決定する。

### (4) 本復旧の施工

#### ア 自己復旧の場合

工事事業者は、管理者と道路管理者の指示に従い自らの責任において施工し、工事完了後必要に応じて検査を受けること。

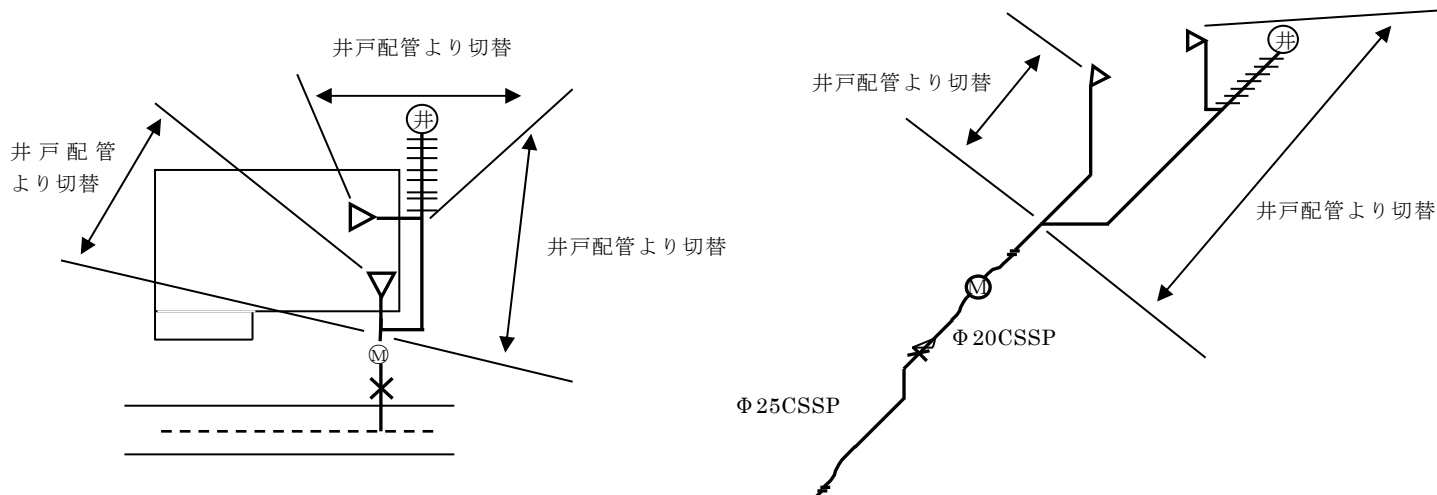
#### イ 他企業復旧の場合

他企業工事と競合したか所を復旧する場合においても、工事事業者の責任において路面復旧する他企業及び復旧工事施工事業者と綿密に調整を図り、適正な施工に努めなければならない。

### (5) 本復旧工事記録写真

本復旧を自己復旧で施工する場合は、6・7・3に従い、その工事内容が確認できる写真を撮影し、本復旧工事完了後速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付して管理者に提出しなければならない。

なお、**本復旧工事が他企業工事等により施工されている場合は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する。**



### 6・9 給水装置の撤去

不用となった給水装置は、すべて撤去しなければならない。

#### <解説>

不用となった給水装置は、水質汚染、事故防止等を配慮して分岐部からすべて撤去しなければならない。なお、T字管・割T字管・~~メカニカル~~各種チーズ等の場合は、管理者の承認を受けた管種・口径の切管等を使用して直にすること。（~~VLGチーズ等~~、分岐器具に直接VLGプラグを施工できるものはこの限りではない。）

### 6・10 水の安全・衛生対策

供給する水の水質確保、また、給水装置の破損防止等のために次の各号に配慮しなければならない。

- 1 水の汚染防止（停滞水防止、有毒薬品等の汚染防止）
- 2 破壊防止（水撃作用、地盤沈下等）
- 3 侵食防止（ポリエチレンスリーブ、電気腐食）
- 4 逆流防止（吐水口空間、逆止弁等）
- 5 凍結防止
- 6 クロスコネクション防止

#### <解説>

##### 1 水の汚染防止

##### （1）停滞水防止

ア 規模の大きい開発地域で計画給水戸数に満たない期間は、停滞水により水質汚染するおそれがあるので給水装置の設置について給水工事受付センターと協議しなければならない。